特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瀬戸内市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

瀬戸内市長

公表日

令和5年3月31日

T 関連情報

1 因连旧和					
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務				
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、教育・保育給付及び施設利用給付等に係る以下の事務を行う。 ①教育・保育給付の認定及び支給に関する事務 ②教育・保育給付に係る利用者負担額の決定及び徴収に関する事務 ③保育施設の利用調整に関する事務 ④施設等利用給付の認定及び支給に関する事務 ⑤副食費の免除の決定及び徴収に関する事務 ※子ども・子育て支援に関する申請、届出等については、窓口や郵送のほか、サービス検索・電子申請機能により受領することができる。また、対象者への通知については、郵送等のほか、マイナポータルのお知らせ機能により行うことができる。 ※子ども・子育て支援に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、他機関が保有する当事務において必要となる情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。				
③システムの名称	子ども・子育てシステム、施設等利用給付システム、未納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、、情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能				
2. 特定個人情報ファイル名					

児童台帳、教育・保育給付認定情報ファイル、施設等利用給付認定情報ファイル、利用者負担額情報ファイル、副食費免除情報ファイ ル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項、別表第一第8項、第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二第13項、第16項、第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第59条の2の2
	■情報提供の根拠 情報提供なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

瀬戸内市(総務部総務課) 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1 電話:0869-22-1112 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

瀬戸内市(総務部総務課) 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1 電話:0869-22-1112 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	15年3月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		1) 基 2) 基	《択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特	【択肢> 特に力を入れている −分である 果題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十 3) 詩	【択肢> 計に力を入れている 一分である 果題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	【択肢> 针⊂力を入れている −分である 果題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1) 特	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特	摂肢>持に力を入れている分である果題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しな	い(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十 3) 訝				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1) 特 2) 	【択肢> 特に力を入れている −分である 果題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十	【択肢> 特に力を入れている −分である 果題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特 2) 十	【択肢> 持に力を入れて行って -分に行っている -分に行っていない	こいる		

変更箇層	<u> </u>	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及史日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ	支欠削の配 収	发史该 の此戦	挺山时朔	近山时朔に味る武功
	トワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号	事前	
令和5年3月31日	評価書名	子どものための教育・保育給付支給認定事務 評価書	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価 書	事後	
令和5年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 は、ものに必要なは置き落し、もって個人情報のようを発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の帰避に対している。 では、一等の権利利がの保護に取り組ん		瀬戸内市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事 務の名称	子どものための教育・保育給付に係る支給認定 事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要 幼稚園・こども園・保育所等の利用に必要な教育・保育給付に係る支給認定を行う。		子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、教育・保育給付及び施設利用給付等に係る以下の事務を行う。 ①教育・保育給付の認定及び支給に関する事務②教育・保育給付に係る利用者負担額の決定及び徴収に関する事務③保育施設の利用調整に関する事務④施設等利用給付の認定及び徴収に関する事務⑤副食費の免除の決定及び徴収に関する事務⑤副食費の免除の決定及び徴収に関する事務が子ども・子育て支援に関する申請、届出等につては、窓口にか、サービス検索・電対象者への通知については、郵送等のほか、マイナポータルのお知らせ機能により行うことができる。 ※子ども・子育て支援に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報保有する当事務において必要となる情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。	事	
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③の システムの名称		子ども・子育てシステム、施設等利用給付システム、未納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報 ファイル名	児童台帳	児童台帳、教育・保育給付認定情報ファイル、施設等利用給付認定情報ファイル、利用者負担額情報ファイル、副食費免除情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第8項 並びに子ども・子育て支援法第59条2等	番号法第9条第1項、別表第一第8項、第94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め る命令第8条、第68条	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第116項 並びに子ども子育て支援法施行規則第15条等	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二第13項、第16項、 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第59条の 2の2 ■情報提供の根拠 情報提供なし	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計算か	令和元年6月25日	R5.3.1	事後	
令和5年3月31日	者数 いつ時点の計算か	令和元年6月25日	R5.3.1	事後	
令和5年3月31日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	[〇]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	
令和5年3月31日	不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	十分である		事後	